

「12の検討課題に対する意見」

検討課題	検討課題に対する意見
1)目的については、新しい公共の概念、前文や基本理念との関係、上記6の意見について検討のうえ、表現を考える必要あり	<ul style="list-style-type: none"> ・「前文」と「基本理念」の関係がやはり不明確。前文では何を言いたいのか？基本理念の条文は必要なのか？ ・前文＝条文全体へのメッセージ。具体的な内容は条文で。 ・前文でこれだけ書いてあれば(基本理念)として条文に入れなくても良いのではないか？ ・前文は私達のやりたいことをきちんとわかりやすく説明していると思う。 ⇒条文になれば具体的な拘束力はない。条文に入れるべき！ ⇒条文の中で定義をはっきりさせておく。 ・第1条(目的)は「新しい公共を創造するため」が、第一義に来て分りやすくなった。ただ、「市民活動」に「市民等、事業者及び市の協働による」が修飾語となっているが、“協働によらない”市民活動も対象としてほしい。 ・第2条の新しい公共を、「市民活動や協働により達成される公共」という表現にしてはどうか。
2)条例の基本となる新しい公共の概念について踏み込んで議論する必要がある	<ul style="list-style-type: none"> ・「新しい公共」をどこまで具体的に説明するのか。例示？あくまで概念の説明？ ・新しい公共を条例で規定しているところはない。「(みんなで)共に担う」という定義だけでよいのか。 ・新しい公共の概念は、事例の積み重ねで創出していきたい。 ・逢坂ニセコ町長が「市民活動などによる実績や実態があるから条文化できるのであって、条文化したからといって必ず実現するわけではない。」と言っていた。 ・林座長は「“新しい”のは公共の内容ではなくて、公共の担い方、実現のされ方が今まで違う」ということを言っていると思う。 ⇒新しい公共の内容よりも、どのように実現されるかを定義する。
3)市民の定義化について ①検討会議では、市民の定義について委員間で共通認識を持つ必要性が指摘された ②条文自体には定義せず、条例の解説にその内容を記述する、という方向性について、確認する必要あり	<ul style="list-style-type: none"> ・市民の定義化は必要だと思う。(条例解説に書けるなら条例にも書けるはず)市民の役割はあるのに…。 ・条文では、市民の定義は大和市に住む21万人の市民ではなくて、協働ルールに関連する市民を定義する。
4)事業者の位置付けについて、市民活動の定義との関係(14)を中心に、その考え方を確認する必要あり	<ul style="list-style-type: none"> ・市民活動の第2条(1)口の「営利を目的としない活動」は営利団体が参加する時のしぼりはどうする？ ・事業者は利益を追求するもの。非営利活動をするということは考えにくい。市民活動に含めるなら、方法論やルールを決めておかないと、市民団体はひとたまりもないと思う。 ・事業者は主体的に非営利活動をするというよりもサポートする立場。 ⇒第5条(事業者の役割)の「市民活動を推進する」⇒「市民活動を支える」に留めたい。 ⇒入札の仕方次第で企業も協働に参加できる。(三鷹の子育て事業にベネッセが想定予算の1/3で入札した例)事業者も無視できない。パートナーとしてうまく利用できないか。 ・営利/非営利の区別がつけられるようになれば、事業者を入れてもいいのでは？協働推進会議がその機能を果たす。 ・事業者が「何かしたい」という意思を表明したときに、「今こんなことをやってもらいたい」と言えるような相談・提案機能を持つ機関(協働推進会議?)があれば、事業者の協働事業への参加を積極的に位置付けてもいいのでは？ Q.市としての事業者の位置付けは？ A.事業者も新しい公共を担う主体として積極的に位置付けるために、市民活動を推進する主体として事業者を位置付けている。

5)第7条(相互の信頼関係)は、単独の条文化をするか確認する必要あり	<ul style="list-style-type: none"> ・単独の条文として残す。 ・市・事業者・市民を1つの家族として考えるのかどうか。
6)第8条(社会資源の活用等)は、単独の条文化をするか確認する必要あり	<ul style="list-style-type: none"> ・第11条(市民活動)を削除する場合、11条3項「社会資源の提供」を残すためにも第8条は残しておきたい。 ・「新しい公共」の達成に社会的資源の活用は不可欠。社会資源は定義付けのためという消極的な意味ではなく、重要な項目として条文として残すべき。
7)第10条5号は、自治基本条例との関連を含め、この条例で位置付けるのか確認する必要あり	<ul style="list-style-type: none"> ・基本条例ができるかはまだ未定。入れておくべき。 ・第10条6号「施設の実施状況の公表」は既存の“みんなの街づくり条例”にもこの項目はある。基本条例ができた段階で削除さればよい。今は入れておく。ただし「年一回」は削除。
<p>8)市民事業について</p> <p>①市民事業の条文化の是非を確認する必要あり</p> <p>②条文化しない場合は、提言のなかで考え方を述べる</p> <p>③条文化する場合は、定義を明確にした上で条文を検討する</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・(市民事業)の条項が削除され、「市民事業」「市民活動」が「協働事業」に一本化されたら、助成金や補助金を受けている市民団体の位置付けはどうなるのか？ ・市民事業の条文はあった方が良いと思う。 ・市民事業を削除すると言われると、我々に対して「もういらぬ」という言われたような印象を受ける。残してもらいたい。 ・「市民事業」の条項は残すべき。でも「継続的収益事業」というのは違うと思う。あくまで非営利。 ・(協働事業)の条項に(市民事業)が含まれるように書き直してみても？ ⇒市民事業は協働事業とは違う。情熱を持って自主的にやってきた。市民事業の条項は残すべき。 ・大和市では市民事業の実績がある。その実態に基づいて記述すれば条文化できるのではないか。 ⇒(市民事業)の条項は残す。
9)協働事業の具体化を進める必要がある	<ul style="list-style-type: none"> ・協働事業＝行政だけではできない公共のサービスを市民と協力しながらやる事業。 ・事業者からの提案内容に応じて事業内容が変われば協働事業と言えるのではないか。 ・「協働事業」の決定や、そのプロセスの透明性を担保するため、「登録」や「評価」等を条例に位置付けるべきではないか。 ・入札の仕方を明確にし(電子入札)、いろいろ事業者には競争意識を持たせたい。 ⇒協働事業に入札という形態はあり得ないのではないか。 ⇒どこがやるかを決める際に、入札というやり方もあると思う。但し、内容を話し合ってから決めて、事業をお願いする「随意契約」の方が多いただろう。 ・食事サービスは事業者と一緒に競争入札でやっている。利益を出さなくてもいい分、同じくらいの値段で質の高いサービスができるため、評価されている。そういう点ではNPOも競争力があると言える。 ・一方、多摩市の渡辺さんは「銀行などからお金を借りられないNPOが事業者と対等にできるなんて考えられない」と言っていて、それも一理ある。 ・市民団体のあり方について-非営利の範囲にはバザー収益も含まれるのか。 ・市民事業／協働事業、営利／非営利など、整理をする必要がある。
10)12条の提案制度に関する条文化の是非について、内容の議論とあわせて確認する必要あり	<ul style="list-style-type: none"> ・従来の陳情や「わたしの提案」等の提案制度との住み分けをどうするか？協働推進会議が権威になる危険性がある。
11)協働推進会議へ提案する仕組みの是非について確認する必要あり	<ul style="list-style-type: none"> ・協働推進会議は、内容をつめきらないまま条文化は出来ないと思う。 ・市民への提案だけでは従来型にすぎないので、審議会等への提案が出せる様な組織にしたらどうか。 ・推進会議の最終的な機能(アウトプット)は何か？どういう風に位置づけるのかを検討すべき。

<p>12)協働推進会議の内容をどの程度条文化するか確認する必要がある</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ たたき台3では、議論が十分ではない点も踏まえ、基本的事項だけを位置付け ・ 具体的な内容を位置付ける場合は、きちんとした議論を経る必要あり <ul style="list-style-type: none"> * 構成メンバー等 * 具体的機能の内容：市長への提案機能、協働の指針づくり、等 * 協働による検討の場の必要性：本条例に基づく具体的テーマの検討（協働の拠点、協働事業の仕組み等）に際しては、市民が自由に参加できる場や機会を、協働推進会議が行うプロジェクトとして設ける、等 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 推進会議の条文を検討するにあたり、規則や条文の解説に委ねる内容の統一化を考える必要があると思う。 ・ 協働推進会議はどのような背景から登場してきたものか。 ・ 協働推進会議に集約されていくとき、この会議のスタッフは行政・市民・事業者が1/3ずつ決定力を持つのか？つまり「2対1」になった場合、多数決で「2」の方の側に決定するということがあるのか。 ・ 協働推進会議の「決定」と行政の条文のどこにコミットするのか。「決定」のウェイト、有効性はあるのか。 ・ 構成メンバーの母体の原案づくりを急いではどうか。 ・ 協働推進会議について論点を深めなくてはならないので、施策への提案機能は自治基本条例へまかせたらどうか。 ・ <u>第12条</u>「市民活動の推進に関する」⇒「新しい公共に関する」 ・ 構成メンバーは「市民公募～名、役所～名」と固定するのか？ <p>⇒構成メンバー案</p> <ul style="list-style-type: none"> ・再任なし(固定化して権威化させない) ・任期1～2年(交代期を半年ずらして継続性を担保)
<p>全体に対する意見</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理念と仕組みの子材が、条例全体を不明確にしたり、「条例化検討」ということを多くしている。理念条例なのか、仕組み条例なのか、位置付けをはっきりさせる。